

みんなの県政

1974/8

NO.67 富山



知事と語る

自然保護を考える



今月の園芸

グラジオラス
アヤメ科の多年草 南アメリカ原産
葉は剣状 アヤメに似る
夏、葉間から長い花軸を出して漏斗形の花を穂状につける



みんなの県政

1974・8・もくじ

対談●自然保護を考える	1
自然保護憲章	6
国体旗、再び県内へ	7
めぐまれない人々のために	8
療育手帳制度と特別福祉手当	
ふるさと空から拝見●庄川町	12
青年の山	14
国民年金保養センター「ひみ」	16
海の記念日	17
夏の伝染病予防	18
物価と家計簿	20
みんなの広場	22
くらしの知恵	23
トピックス	24

対談

富山県知事 中田 幸吉
富山県自然保護協合理事長 若林啓之助

美しい自然、生活の中にある自然は、私たちとともにあり、生きついています。大いなる山河
可れんな草花
夏の陽射しに輝く緑
これらは私たちの心に安らぎを与えてくれます。
富山県は、自然に恵まれたすばらしいところですよ。
緑の美しい時期に、自然について考えるのもまた、よいかと思えます。

この対談は、富山県が送る県民参加の番組として企画している、毎週日曜日午前九時のテレビ「みんなの県政」で、六月六日に放送したものを誌上で再現したものです。

●表紙せつめい●

北般若の毘沙門スギ
杉は、日本特産の針葉樹で、私たちの祖先が鎮守の森や、寺院などに植えたものが、自然木のほかに、各地に名木の老杉として残っている。この毘沙門スギもそのひとつで、幹囲10mを超え、全国でも屈指の大きさであり、樹齢は数百年と推定されている。大正13年に国の指定を受けている。



自然の開発と規制

自然のリズムに合う生活を

若林 最近、私たちの周囲からほとんど自然が失われていくとの声が強くなってきました。自然を守る運動が盛んになって、ひとつの社会問題化しています。

とくに、県は昔から立山、黒部をはじめ大自然にめぐまれていますが、そこに開発が行なわれたために社会問題としてとりあげられたと思います。

知事は学生時代、山岳部で山に登られ、また、大学では林学の専門でいらつしやいますが、自然と開発という相反する問題について、日ごろの考え方を伺いたいと思います。

知事 大変むずかしい問題ですが、私は自然というものを別にして考えたことはありません。自然の中に人間が生活し、自然のリズムに人間の生活が合っていくと思います。人間の生活の中に自然の産物が必要ですから、ある時、人間が思いあがって人間の力で自然を克服、あるいは利用するという考え方が優先したことが、過度の開発につながったと考えています。

若林 立山の開発については、いかがでしょうか。

汗を流す登山本来の姿に

知事 立山もある時期、開発が進められましたが、価値観がガラリと変わって車を入れてはいけな、これ以上の開発はいけないという声が高まっています。



中田知事

道路がつけられて観光客がどんどん入ってくる。これは一面よいことです。しかし足で歩いてくるのでなく乗り物にたよってくるわけです。人間のわがままで、時間の節約ということだけでなく、いろんな道具を使う。これによって周囲の自然が壊されてくるのです。山へたくさんの人が行くのは結構な



ことですが、やはり登山本来の目的は汗を流して頂上をきわめたというのが本当の醍醐味であり、快感です。それと大自然の中に身をおくことがすばらしいのです。さまざまな道具例えば自動車を使用して、全国から多くの人が登山にくる。ということになりますと自然環境を保全するためには自ら限度があるので、マイカーの規制やこれ以上の観光客を入れないようにしたらという意見も出てきたように思います。

若林 マイカーの規制ですが、私たちが実は制限していただきたいという気持ちで日ごろ仕事も進めてきています。



若林氏

この問題について、県も大変お悩みだらうと思います。排気ガスや国民の意識としても当面、マイカーは山へあげたくないと思います。この辺はどうでしょうか。

知事 いま、物理的に幅員がせまく入

れないと思いますが、来年、昭和五十年には道路が完成しますので、この時点でなんとか決めたいと思っています。一方、マイカーは駄目だが、バスならいいかと申しますとこれも問題です。大いに全国から来られるのを歓迎するといいますが、バスを何台でもあげていいかということですね。

私は別の見方として、富山県には立山だけでなく、周囲に多くの自然があります。簡単に行ける立山が問題になっていますが、富山県の山々は全部素晴らしい環境で、このことをあまり問題にしない。現在の自然保護を考えたとき、何か抜けているような気がします。自然が生活の中にもっともつとあるわけですから、身近な自然を見なおしてもらった方がよいと思います。

若林 知事のおっしゃることは大変ごもつともです。私も登山をやりましたから瞬間的な自然の味わい方ではたしていいのかと思う面もあります。

しかし人間、老若男女おります。若いころ歩いて登ったけど年をとると肉体的に登れなくなっていくと思います。そのため、全国で一、二カ所ぐらい立山のようなところもあっても、国民のためやむを得ないのではないかと

思いもします。

ルートをつくっても山は広いですから、いくらでも歩いて登るところはあります。そういうところは、やはり歩いて行けるようにしなければなりません。問題はルートを作りますと、どうしても自然が破壊されます。破壊されると、副次的な問題が発生して目にもつきましますし、当然、自然を守らねばいけないという運動に発展してくると思います。景観のことを考慮しながら、お金がかかるとはありますが、復元して、それ以外の場所は、手をつけなことの考え方に立たざるを得ないと思います。



立山の開発はこのへんでストップ

知事 そつですね。ただ、剣や大日岳など、そのほかの山すべて立山と同じようにやろうとしてもできません。いまのような開発は、このへんでストップさせるのが当然だと思っています。

スイスにおいては、立山の芦峯あたりから車は奥へ入れません。そのあとは登山電車やリフトで行くものだという考え方が百年前から思想として国民に定着しています。日本では近代化が急速に進んだので考えが及ばなかったのか、わかりませんが、今後は考えていかなければならないと思います。

自然を活かした生活を

若林 こういうルートができたわけですから、人がどんどん入ってきます。当然、物理的に自然を破壊することに なります。そこで環境許容量でも申 しますが、そういうものをできるだけ 科学的な調査に基づいて考えてみる必 要があると思います。同時に、宿泊と かレクリエーションをするには、何も 二千数百坪のところへ登ってというこ とより、山ろく部をもっと考える必要 があると思います。

自然はそのまま 眺めて楽しいもの

知事 山頂部を先に開発したのは逆で すね。山ろく部にベースをつくり、仕 度をして登っていくのがスイスやカナ ダにおける考え方です。今後やはり山 ろく部の開発を進めていかなければな りません。このことでも、環境をこわ さないでやっていかなければと思っ ています。

雷鳥の生息状態をしたらべますと、そ う減ってはいないようですが、環境が

汚染されてきますとだんだん減ってき きます。

これをどう保護するか、鉄線を張っ て立入禁止することはなるべくやりた くないことですが、いよいよよとなれば やらざるを得ないですね。

高山植物も押花にして売っていますが、 何か花でも木でも、自分のものにしな いとそこへ行ってきた証拠にならない、 という感じが日本人に抜けきれないの ではないですか。ジッと天然に植えて いるままを眺めて楽しむことができな いでしょうか。

カモシカも飼育するのは、どうも真 の意味の自然から考えると感心しませ ん。あれは結局、カモシカと全く異な ったカモシカがそこにいるだけです。

自然に返してもはや生きてゆけない のではないでしょうか。

若林 私もそう思います。
知事 鳥類にしてもそうかと思いま す。ことに草花は、その湿度、土壌条件、 気候などが適合して生えているのです から、これをとってきて街の中で育て ようというのが無理な話です。もちろ



美しい草花をそのままに

自然破壊の上の 成り立つ文明、しかし…

人、人間の生活あるいは生存というこ とを無視してまで守ろうという考え方 はでてこないだろうと思います。自然 にさからわないような形で、人間の生 活に必要なものは適正させてゆくこと を考えていくべきだろうと考えます。

若林 これは厳密に言えば、農業にし ても林業にしても一時の自然破壊だと いえます。それが、人間の保全行為に よって、チャンとした緑になり、それ が人間に安らぎを与える形であればい

いわけです。極端ないい方をする と、 人類の文明がすべて自然破壊の上に成 り立っている感じをもちます。

しかし破壊のしつぱなし、それがエ スカレートしていくといけません。生 態学的ものの考え方、生態系を維持し、 分解者がキチッと処理できる範囲内で やっていく。こういう形をとらざるを 得ないのではないかと思います。

知事 自然の中の人間の生活、生存 があるわけですから、いま、自然のベ ースを乱した人間の生き方はどこかで、 どちらかがこわされていくのですから、 あなたのいわれることは真理ですね。 ものの受取り方というのは、ややもす

るとロジック(論理)だけに終わってしま った、実践、つまり自分の生活の中で とらえられない人が最近多いように思 います。

口では自然をといながら、真の自 然はどこにあるかということ。花

自然保護を教育の場に

若林 それを演繹(えんぎ)しますと、自然保護 といわれる考え方の中には、生物愛護 の思想の考え方。それから自然の保存、 あくまで原生保存だけを守ろうとする 考え方。それに環境の保全という大体 三つに分類できます。

でも本当の自然の力で大きくなってく るわけですから……。これから、私 たちの生活の中で自然をどう考えてい くか、それが大きな原点であると思っ ます。

知事 自然環境保全法ができて、

いまの話のように原生保護地区と、そ れから人間が破壊しないようにすれば 入ってもいい地区と二つに大きく区分 されています。学術的に破壊されたら 絶対に元に戻らないところは、人の立

自然保護の副読本



入も禁止するのはあたり前だと思いま す。まして道路をつくるようなことは いけません。また、一般的保全地区で も、極度の破壊はさけるべきです。 最後は、人間の知恵といえますか、 教育の中に自然保護の思想を定着しな いとうまくゆかない。ついこの間で すか「緑の中の私たち」という本を教育 委員会で作し、学校の副読本にするよ うですが、この種のものがかくさん出 まわるようになれば一役買えるのでは ないかと思えます。中味は公害関係の ことを非常に強く出していますが、公 害があるから自然を守ろう、ではない ので、元来自然が常に守られていなけ ればならないのです。

教育面で自然理解を

自然理解が社会教育、生涯教育、あ るいは学校教育の面でも定着してきま す。日本の自然は本当に保護されてく ると思えます。保護の前に自然の理解 が当然必要になってきますから……。 このことは、息の長い努力が必要で すが、それをやらないと自然保護はで きません。

若林 たしかにそうですね。おっしゃ るとおり自然に対する県民の方の認識、 対応の仕方。これは学校教育の面でも しっかり、生涯教育の面と併行して進め ていって欲しいと思います。

私たちは、日ごろあまりにも自然を 空気のような存在で接してきたわけ ですが、いまのままではいけないとい う 時がきていると思います。もちろん知 事は、県政の柱としてお考えになっ ておられますが、行政の面で、おおいに 自然保護を推進していただきたいと思 います。

知事 いまいわれたように、空気みた いに考えていたほど、富山にはまだま だ自然があるんですね。やはり、私た ちは自然の中に住んでいるということ です。都市部で自然保護が切実にさけ ばれるほど、自然が破かいされてきた のですね。

富山は、私はすばらしいところだと 思っています。これからも大切にしてい きたいと考えます。

若林 富山県の七〇%が林野ですから、 まだまだめぐまれていますね。 富山県の自然をこれからも大切にし ていきたいと思えます。どうもありが とうございました。

自然保護憲章

昭和四十九年六月五日世界環境デーに
あたり環境庁が制定したものです。

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、
厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。
人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成
し、自然から恩恵とともに試練を受け、それらを生かすことによ
って、文明をきずきあげてきた。
しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うま
り、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然
は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそな
ってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの
消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均
衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いと
ころまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわ
れの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひ
とたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復
元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳肅さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人
間に従属するなどという思いあがり捨て、自然をとつとび、自然
の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保
全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう
自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう
美しい自然 大切な自然を永く子孫に伝えよう

一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団
体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。

二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、
適切な管理のもとに保護されるべきである。

三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。
それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先する
ものではない。

四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、
社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につと
め、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかる
べきである。

五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元に
つとめるべきである。

六 身じかなところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土
全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。

七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、
破壊することは許されないことである。

八 野外にゴミを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したり
することは、厳に慎むべきである。

九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に
国際協力を行なうべきである。

国体旗、再び県内へ

昭和三十三年第十三回国民体育大会夏
季大会、秋季大会の時に県内の端から端
まで走った、あの国体旗が再びやってき
ます。

昭和五十一年二月、第三十一回国民体
育大会冬季大会スキー競技会は、大山町
極楽坂スキー場を中心に開催されます。

この冬季大会を「おおよま国体」と呼
んでいることは、ご存知のとおりです。

「おおよま国体」のテーマは、

「立山に美と力と友情と」に決まりま

した。テーマの応募に見事選ばれた人は、
小矢部市興法寺一八四にお住まいの主婦
松本志津子さん。

松本さんは、応募にあたって、
「私は富山県の象徴である立山にちなん
で、このテーマをつくりました。」

荘厳で華麗な立山 雄々しく、たくま
しくそびえ立つ立山。そして連々とした
立山の峰々は、ガッチリと腕を組み合せ

た如くに見える。

この立山の麓に、全国から集まる若人
たちが、お互いに万身の力を出し合っ
て技を競い、そこに美しく結ばれる友情は、
いつまでもいつまでも、しっかりと育ま
れるでしょう。それは、この堂々とした
立山連峰のように。そしてその姿や心は、
次代の若人に伝えられて欲しいというの
が私の願いです。」
とテーマの主旨を語っておられます。

国体のマーク



- 1 わくの幅は直径の $\frac{1}{10}$
- 2 炎の中心線は垂直線に30度右傾斜
- 3 色、形は上図の通り
火焰=色研記号1-14-10
円帯=色研記号17-11-5



昭和33年国体旗のリレー

国体のマークのいわれ

ところで、おなじみの国体旗に焰(ほ
のお)のマークがついています。

この真赤なほのおのマークは、昭和二
十二年に、オリオン社同人が作成して、
片柳忠雄さんが補作して創案されたもの
です。

聖炎のマークともいわれるこのマーク
が、国体旗に使用されたのは、第二回の
石川大会からです。

『国体マーク』 の使用

「おおよま国体」が近づくにつれ、国体
マークを使用する機会が多くなります。
関係機関で使用する場合は無償です
が、営利の目的で使用するときは、有
償になります。

また、どちらの場合も使用するとき
は、許可が必要です。ご注意下さい。
なお、マークの色や形が決まってい
ますからご注意下さい。

国体をよりあげるためにも、国体マ
ークをたくさん使用して下さい。ご使
用される時、あるいは詳しいことは
国体事務局へお問い合わせ下さい。

国体事務局は、県庁内にあります。
電話は、☎4111番、内線284番
です。



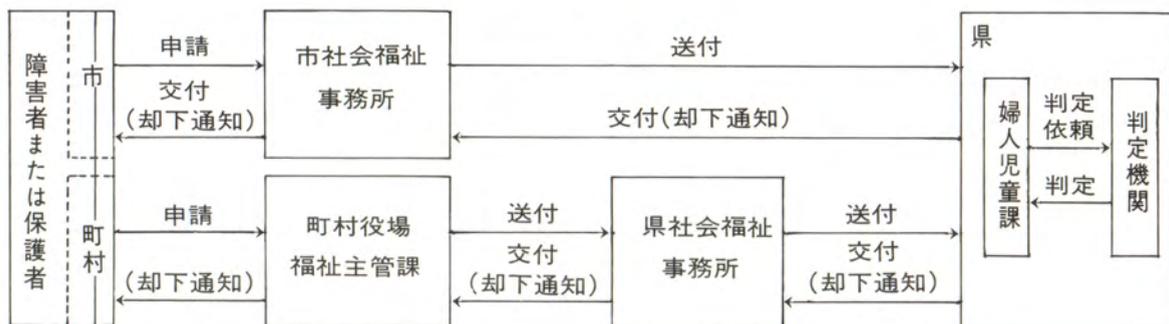
「療育手帳制度」

2. 県内の精神薄弱児者の状況図

区分	総数	重度	中・軽度
総数	4,710人	791人	3,919人
児 (18才未満)	2,993	348	2,645
者 (18才以上)	1,717	443	1,274

1. 手帳

3. 療育手帳交付手続図



●療育手帳をお持ちですか

ことしの三月から精神薄弱者(児)、県下で約四、七〇〇名に「療育手帳」を交付しています。これは、精神薄弱者(児)に対して一貫した指導と相談を行なうことができるようになり、あわせて各種の援助措置や手続きが受けやすくなるようにと考えられたものです。手帳は、県の児童相談所あるいは精

神薄弱者更正相談所で精神薄弱と判定されたひとに交付しています。

障害の程度

手帳の記録に障害の程度が記載されます。「A」は重度、「B」は軽度の障害を表わし、障害の療育相談状況などが記入されます。

交付の手続

手帳の交付を受けようとする精神薄

弱者(児)または、その保護者は、市に住んでいる人は社会福祉事務所、町村に住んでいる人は役場の福祉主管課で申請の手続を行なってください。

●各種の控除や特典

手帳の交付を受けると、次のような措置が受けられます。

(一)特別児童扶養手当の受給

重度の精神薄弱児を扶養する保護者に対して特別児童扶養手当が給付されます。また、この認定などに際し、必要な認定診断書が、この手帳を呈示することにより不要になります。(障害程度「A」が該当します。)

(二)心身障害者扶養共済制度の加入

加入するときに必要な障害証明書が、この手帳を呈示することにより不要になります。(障害程度A・Bとも該当します。)

(三)税金の控除と減免

(ア)所得税
特別障害者控除額 二四万円「A」が該当します。

障害者控除額 一六万円「B」が該当します。

(イ)地方税

特別障害者控除額 一六万円「A」

が該当します。

障害者控除額 一三万円「B」が該当します。

障害者の非課税限度額 五〇万円「A」「B」とも該当します。

(ウ)自動車税

障害者といっしょに生活しているひとの使用する自動車の自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。これらの控除や減免を受けるときに必要な障害証明書が、手帳を呈示することにより不要となります。「A」が該当します。

NHK受信料の免除

市町村民税の非課税世帯に、重度の精神薄弱者のいる場合、受信料が免除されます。このときも、免除を受けるときに必要な判定書に変わり、手帳を呈示すれば済みます。「A」が該当します。

十月から医療費の公費負担の実施

療育手帳の交付を受け、その障害程度が「A」と判定されたひとで、市町村民税の非課税世帯、または市町村民税均等割税額だけが課税されている世帯に属する医療費が、ことしの十月から全額無料になります。

まだ手帳の交付申請をしていないひととは、八月中に申請してください。



特別福祉手当とは

特別福祉手当が、ことしの九月から新設されることになりました。特別福祉手当は、重度の精神薄弱と重度の身体障害が重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする程度の障害を有するひとを監護する父母、またはその障害者と同居し、それを監護し、その生計を維持す

る養育者に対して支給するものです。この手当制度は、今まであった特別児童扶養手当制度の介護料という性格を拡大したものです。

特別児童扶養手当との関係

現在、特別児童扶養手当は、精神または身体に重度の障害を有する二十歳未満の児童を監護する父母、またはその障害児を養育するひとに対して支給されているわけですが、この特別福祉手当は、特別児童扶養手当の支給対象児童のなかで、重度の精神薄弱と重度の身体障害を重複している児童についても支給対象とし、それを監護する父母、または養育者に対して、介護料として特別児童扶養手当に特別福祉手当を併せて支給することになりました。

国民年金等の関係

また、二十歳以上の障害者においては、廃疾が原因で年金を受給している者は支給対象となりませんが、年金を受給していない者と国民年金のうち障害福祉年金を受給している者は、支給対象となり、その者を監護する父母または養育者に対して、介護料として特別福祉手当が支給されることになりました。

なお、受給資格者などの前年の所得が法令で定める以上の場合には、支給されません。

障害の程度

特別福祉手当の支給対象者の障害の程度は次の表のとおりです。

手当の額

特別福祉手当は、九月から障害者一人につき月額三千円支給されることとなります。

受給手続

この手当は、支給要件に該当する受給資格者が住所地の市町村を通して知事に請求し、資格の認定を受ける必要があります。

該当すると思われる方は、七、八、九月中に市町村役場の窓口へ行き認定請求の手続きを取って下さい。もし、十月以降になりますと、支給が申請された月の翌月分からとなりますので、ご注意ください。

市町村の窓口では、担当者が障害の状態を伺いますので、療育手帳で「A」と判定された方、あるいは身体障害者手帳の一、二級の方が支給対象者である場合は、その手帳を持参なさると手続きが少なくて済みます。また、その手帳を持っておられない方については、

特別福祉手当の支給対象者の障害の程度

対象範囲	障害の程度	
	重度の精神薄弱	重度の身体障害
重度精神薄弱と重度肢体不自由の重複障害 (重症心身障害)	(重度精神薄弱) 精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態	(重度肢体不自由) 1. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 両下肢を足関節以上で欠くもの 6. 体幹の機能にすわっていることができない程度または立ち上ることができない程度の障害を有するものなど
重度精神薄弱と重度視覚障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度視覚障害) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
重度精神薄弱と重度聴覚障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度聴覚障害) 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
重度精神薄弱と重度内部障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度内部障害) 重度の心機能障害、じん・肝臓疾患、結核性疾患、血液疾患などで、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの

精神薄弱と身体障害に係わる廃疾認定診断書の用紙を受けとり、障害の状態があります。

ただし、すでに特別児童扶養手当の支給対象となっている障害についての診断書は必要ありません。また、特別障害者についても、障害福祉年金の受給対象となっている障害についての診断書は必要ありません。

なお、二十歳未満の児童について、精神薄弱の廃疾認定診断書が必要とする場合は、専門医に診断してもらった前、県の児童相談所へ行って心理判定員の心理判定書を書いてもらう必要がありますから忘れないよう願います。県の児童相談所は次の場所にあります。

●富山中央児童相談所

富山市曙町二番二号

電話0764-3200

●高岡児童相談所

高岡市あわら町五の一

電話0766-2124

特別福祉手当の制度についての詳しいことは、市町村役場の窓口へお問い合わせ下さい。

ふるさと

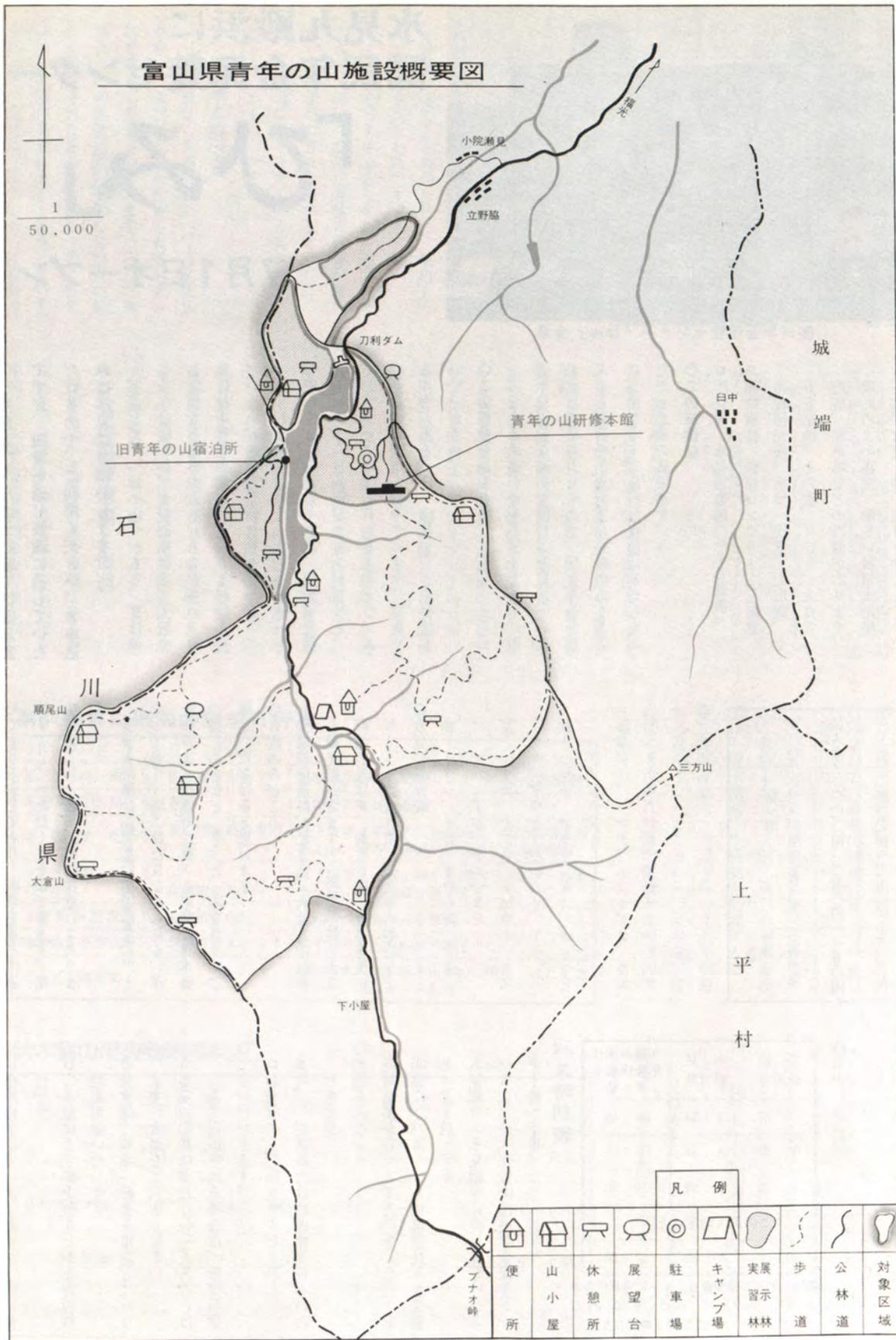
—空から拝見

庄川町

庄川町は、庄川の溪谷をまたぎ、砺波平野の東南端に扇状のかなめのように位置し、藩政時代から飛騨木材の集散地として栄えてきた。

庄川の中流にある小牧ダムの上流一六キにわたって、漫々たる碧水がたたえられ、青葉と紅葉の季節には、周囲の山影がこれに映えて、庄川峡の佳景をつくっている。





青年の山



若者は都会の雑踏に身をゆだねる反面、自然の静寂の中に心をひたらせること、あるいは、大自然への挑戦を試みることも求められています。良好な自然環境を保全し、若者が大自然の中で自己をたたく場として、厳しく自分を見つめ、またすべてを忘れて自然とたたかう場も用意しなければなりません。

一方、森林は、木材生産の場となるばかりでなく、国土の保全、水資源のかん養、県民の保健休養など多くの公益的な機能を持っています。この機能に対する要求は最近一段と高まりをみせ、住みよい環境をつくるため、水源の確保、保健休養林の整備、保安林の整備など一連の施策を行なっていく

施設の内容

区分	主なる事業内容	規模
林業研修施設	研修本館	872 m ²
	取付道路	783 m
	実習舎、車庫、倉庫	440 m ²
	大型機械	5 点
	実習林、展示林	316 ha
	苗畑施設	1,500 m ²
	特産施設	1,500 m ²
	トラクター練習場	3,000 m ²
	什器・備品	
	本館同辺整備	
保健休養施設	山の幸園	
	歩道	50,000 m
	山小屋	7 棟
	便所	5カ所
	キャンプ場	1カ所
	駐車場	1カ所
	展望台	2カ所
	休憩所	10カ所
	ダム水面利用	

必要があります。

青年の山の計画は置県九〇周年記念事業として、刀利ダムの上流にあったいままでの青年の山（実習林一三〇ヘクタール、研修館一棟）を約二、〇〇〇ヘクタールに拡大。研修施設を充実するとともに、さらに深い森林とダムの景観をとり入れた静かな保健休養施設を配備するものです。

これを、働く青年に「憩いの場」「思索の場」として開放し、あわせて林業技術者とその後継者の育成、若人の創造力と活力の培養、愛林思想の高揚をはかる大きな目的をもっています。施設としては林業研修のためのものと保健休養的な目的に使用するものがあり、本年度に福光町刀利ダム右岸



働く青少年に憩いの場

に約五〇名の宿泊収容できる研修本館を完成。今後継続事業として倉庫、展示室など一億五、〇〇〇万円余をかけて整備します。

この刀利地区は、富山県の大半にわたがる大規模林道（山腹を横断する林道）の線形内に入り、一部着工の運びになっていきます。さらにこの研修施設に通じる林道大平線と連絡します。

この工事によって刀利地区は、福光温泉や石川県の湯湧温泉とも至近距離となります。この研修施設が単に林業従事者とその後継者のための研修の場として利用されるばかりでなく、広く「県民の森」として親しまれるよう施設の充実をはかっています。

氷見九殿浜に 国民年金保養センター 「ひみ」

7月1日オープン



国民年金保養センター「ひみ」全景

七月および八月は予約客でほぼ満室ですが、四季を通じ快適に過ごしていたので、ご利用ください。お申込みは早目をお願いします。

「透明な海」「緑の山」がある。夏は涼しく冬は暖かい。氷見海岸には、大阪や名古屋など県外から訪れる人が多い。氷見は越中歴史の宝庫であり、まだ知られていない、すばらしい自然がいっぱい。こうした景勝の地に、安らかな憩いと保養」をしていただくため、国民年金保養センター「ひみ」が設置されました。

そして、いよいよ七月一日オープン。みなさんのご利用を待っています。家族ぐるみで、あるいは、団体で、お気軽においでください。

◆この保養センターは
みなさんの憩いのセンターとして、能登半島国定公園の玄関口「氷見市」の九殿浜に建てられたもので、国民年金の加入者と年金受給者および一般のみなさんに、楽しく、ご旅行に保養に利用していただくための施設です。

◆この施設は
○所在地 氷見市委四〇〇(九殿浜)
○建物構造 鉄筋コンクリート三階建、冷暖房完備 客室一四室、大広間、七五名宿泊。その他、ロビー、大食堂、売店、駐車場などの設備があります。眺めのよい客室、明るい展望大浴場(三階)など、ゆったりと楽しんでいただく

大きくよう工夫してあり、四季を通じ快適に過ごしていただくことができます。衛生設備、防火設備に特に注意してあります。

展望大浴場は「超音波気泡装置風呂」となっており、湯にひたしながら見る、洋上に浮ぶ立山連峰や眼下の澄明な日本海の波しぶきなど、きつと、みなさんにご満足いただけると思います。

◆付近のみどころ
大境洞窟遺跡、蛇ヶ島(大境と中田から観光船がでます)、阿尾城址、十二町湯の鬼はす、朝日貝塚、上日寺大いちよう、長山古墳、光久寺の茶庭など

◆水見のさかな
春：イワシ、イカ、カワハギ、タイ、サバ、アジ、クルマエビ
夏：マグロ、カジキ、トビウオ、スズキ、アワビ、バイガイ、アジ
秋：ハマチ、カツオ、イカ、カニ、ヒラメ、カジキ
冬：ブリ、ハマチ、メジマクロ、カニ、タラ、アマエビ、ナマコ、アンコ

◆ご利用料金

加入者	宿泊	
	客室	休憩
一般	二四〇〇円	二五〇円
	三五〇円	一五〇円
	二〇〇円	

○宿泊料金は、一泊二食(夕、朝定食)付です。
○ご希望により郷土色ゆたかな特別料理を用意いたします。

○昼食は、丼類、軽食を用意しております。食堂をご利用ください。
○客室の定数に満たない一人あるいは二人で宿泊される場合は、割増料金をいただきます。

○お会計の一〇%をサービス料として、また、一定額以上は料理飲食税をいただきます。
◆交通あんない
高岡駅前からバスで五〇分(氷見方面④脇ゆきバス)、「九殿浜国民年金保養センター前」下車。
氷見駅(氷見駅から徒歩五分)からバス二〇分「九殿浜国民年金保養センター前」下車。

バス時刻表

高岡駅前発	氷見駅発	九殿浜国民年金センター前
7:25	7:54	8:15
8:28	8:54	9:15
9:30	9:59	10:20
この間1時間ごと		
20:30	20:59	21:20

●帰りのバス ●保養センター前発高岡ゆき
6.40 7.30 8.15 9.30~19.30 20.20
(この間1時間ごと)

◆お申し込みは
直接「ひみ」へ ☎(076)791-1354
千九三五〇四



海の記念日

七月二十日は、「海の記念日」です。この記念日は、四方を海に囲まれた海国日本が、国際貿易の伸展によって国勢の発展をはかるため、海運の重要性をよく理解することを目的として、昭和十六年に制定されたものです。

この記念日を中心として約一週間、全国各地で海にちなんだ各種の行事が催され、海事思想の普及をはかるとともに、日ごろ海運に従事されている方々の労をねぎらいます。

海運と経済

日本経済は、長期にわたって高度成長を続け、国民総生産は社会主義圏を除いて世界第二位を占めています。そして海運は、この生産活動に必要な原材料の輸入や生産された製品の輸出を一手に引受けて、経済の発展に大きく寄与しています。また、海運は、国内においても石油

類、鉄鋼、セメントなどの特定大量物資を中心として、国内貨物輸送量全体の約四〇%に及ぶ大量の貨物を輸送しています。

海運と港湾

海上輸送貨物は、港湾で積卸されます。したがって、海運の振興をはかる場合、港湾を切り離して考えることはできません。船舶は大型化し、貨物量も非常に増加している現在、大型船が接岸でき、しかも大量の貨物を取扱える港湾の必要性が、非常に高まっています。このため、全国各地において、海の埋立てによる外港建設が進んでいます。

この港湾を管理し、施設の維持、整備を行なっている機関を港湾管理者といいますが、多くの場合、県がこの管理者となつています。また、港湾には、このほか、海の警察業務を司る海上保安部、海運行政を行なう海運局、輸出入貨物の関税事務を行なう税関などの事務所がありそれぞれ海上輸送貨物の流通推進にあたつています。

富山県の港湾と海運

国内の大きな港は、重要港湾という指定を受けますが、本県では伏木富山港が昭和二十六年に重要港湾となりました。

本港は、伏木港、富山港、富山新港の三港から構成されており、県内工業地帯の門戸として、産業の発展に伴って伸展してきました。
本港における海運実績及び今後の推定は次表のとおりですが、現在の港湾施設では、将来増加する貨物を処理することができず、また、新港を除いて大型船舶が入港できないところから、伏木港、富山港にそれぞれ外港の建設が計画されています。

第34回富山県海の記念日行事

行事名	日および場所	行事内容
記念式典	% 伏木福祉会館	海事功労者表彰、図画コンクール入選者賞状授与
在港船員慰問	% 各港	入港船の船員を慰問
海洋学校	% 富山商船高等専門学校	県下中学3年生の生徒 250名、父兄50名を対象とし、実際に練習船に乗船して海洋学習
中学生図画コンクール	%-% 高岡駅前ユニ-	県下中学生の海に関する図画のコンクールを行ない、出品作品を展示する
入院船員慰問	% 各港指定病院	入院中の船員さんを慰問
物故船員慰霊祭	% 高岡市伏木法輪寺	海で亡くなった船員の霊をとむらう
その他広報事業		船の写真入額を県下中学校に贈呈、また記念パッチ、ポスターを配布

伏木富山港貨物取扱状況

(単位：千トン)

地区	伏木港		富山港		富山新港		合計	
	外貿	内貿	外貿	内貿	外貿	内貿	外貿	内貿
昭和35年実績	847	1,034	144	612	-	-	991	1,646
昭和48年実績	862	2,060	2,857	1,409	2,497	1,279	6,216	4,748
昭和60年推定	4,481	4,921	6,117	2,753	4,197	4,131	14,795	11,805

海の記念日と行事予定

本県においても、海の記念日にあたって、県民の皆さん方に海運を十分理解していただくため、富山県海の記念日協賛会が中心となって、毎年各種の行事を行なっています。今年で三十四回を数えるこの記念日の行事内容は、概ね次のとおりです。

県民の皆さんも、この記念日を契機に海運を一層ご理解下さるようお願いいたします。

夏の伝染病予防



日本脳炎 ● 赤痢

消化器伝染病である赤痢、腸チフス、小児麻疹やコガタアカイエカの媒介により発生する日本脳炎が、この季節に流行します。

● 細菌性赤痢

病原体 細菌性赤痢は、赤痢菌によって起ります。この菌は、国際的に四群二九型に分類されており、現在わが国に流行しているのは十種類程。本県においては、DのI型菌という菌が昭和三十九年から主に流行しており、この菌は、比較的弱毒菌といわれています。

最近における本県の赤痢の発生状況は、次表のとおりで、発生数が大変少なくなっています。

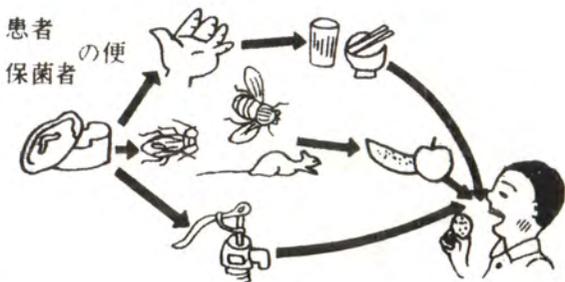
最近における赤痢の発生状況表

年次	発生数
昭41	1,582
" 42	464
" 43	61
" 44	741
" 45	179
" 46	205
" 47	257
" 48	28

感染経路

赤痢菌は、口から入ります。患者や保菌者の糞便中にある赤痢菌が人の口に侵入する経路は、図のとおりで、赤痢菌で汚染された飲料水や飲食物または、ハエ、ゴキブリなどが赤痢菌を運んで付着させたものを、飲食した場合に感染します。

赤痢の感染経路



症状 潜伏期の多くは二日間程度で、急性に発症し、寒気がして頭痛を伴い、三八度～三九度の高熱がでて同時に腹痛を感じ、初めは普通の下痢便ですが、後にはドロツとした鼻汁のような粘液と血液の混った便が少しずつで後には濃の混ることもあるのが特徴で、便の回数も一日十数回に及びます。便は、量が少なくしぶり腹で、排便前にキリキリと腹痛があり、排便後もサツパリせず、またすぐ排便したくなります。また、下痢が続くと気力が抜け、喉がかわき、体が衰弱してきます。

なお、症状の軽いものもありますが、軽症赤痢も立派に伝染の源となりますから危険です。

夏に多い伝染病

夏は高温多湿のために、全身の抵抗力とくに胃腸の働きが衰えがちである上に、生水、生魚、生野菜を食べる機会も多く、また伝染病の媒介者である蚊、ハエ、ゴキブリなどの昆虫が多発し、したがって

が、そろって発病し、広い範囲に流行を引き起こすおそれもある恐ろしいものです。たとえ伝染病が少なくなつたからといって、伝染病に対し無関心でいてはいけません。以下、夏に発生する伝染病のうち、赤痢と日本脳炎について紹介いたします。

予防 赤痢は、年間を通じ集団発生または、散発発生していますが、夏に比較的多く発生しています。赤痢に対しては、まだ適切な予防接種がなく、また一度罹っても大した免疫は得られないので、次のことを守ることが大切です。

患者、保菌者から排出された赤痢菌をただちに始末してしまつては、そのためには、患者の早期発見、隔離及び汚物の消毒が必要です。また、保菌者の発見と隔離は、患者と同様、あるいはより以上に重大な問題です。

感染経路の遮断 患者または保菌者からばらまかれた赤痢菌が、人の口に運ばれるのですから、その感染経路になる「ハエ」「ゴキブリ」「ネズミ」など食品の汚染を防ぐ。食物を煮て食べる。飲用水の消毒。用便後の手洗いの励行。調理前の手洗いなどをして下さい。

身体に抵抗力をつけること 身体に抵抗力があれば、多少発病を防ぐことができ、したがって身体、特に胃を丈夫にしておくことが必要です。

- ・ 用便後の手洗いを励行する
 - ・ 生水、生物を飲食しない
 - ・ 食事の前には、必ず手を洗つ
 - ・ 暴飲暴食をやめる
 - ・ ハエ、ゴキブリ、鼠の駆除をする
 - ・ 下痢をしたら、早く医師にみてもらつ
- 以上のことをよく守ることで、



手洗い励行で予防しましょう

● 日本脳炎

日本という名が付けられていますが、日本特有の病気ではありません。インド、東南アジア、中国大陸、東部シベリアなどを含む西太平洋地域に広く分布し、季節的に発生する病気です。伝染病といわれていますが、直接、人から人へはうつりません。

病原体 病原体は、日本脳炎ウイルスで、約二〇ミリアンクロン（十万分の二ミリ）という小さなものです。このウイルスは、人、馬、猿、鳥、犬、猫、鼠、二十日鼠、山羊、豚などに感染し、そのうち発病するのは、人、馬、猿、二十日鼠となっています。

感染経路 蚊（コガタアカイエカ）によって伝播することが、あきらかにされています。

最近の研究で、人にこの病気が発生する前に豚がまず感染し、その結果、さらに多数の蚊を感染有毒化させ、人に感染します。

このようなわけで、県では、毎年五月から豚の血中抗体を連続的に検査し、五〇割の豚が抗体をもっていたことがわかったときに、その地域を警戒地区とし、一〇〇割抗体を有するようになったとき、あるいは別に検査している蚊からウイルスが分離された場合汚染地区として警戒をだして、人々の注意を喚起しています。

大体それから二～三週間後に、人にこの病気がでてくるようになります。

病状 これといった前駆症状を示すことはなく、突然の発熱で病気が始まります。このときに患者の大多数は、頭痛などの神経症状と嘔吐、腹痛や下痢などの消化器症状を伴ってきます。熱は、二日目から三日目には四〇度に達し、意識障害などの脳症状を表わすようになります。頭部強直などの髄膜刺激症状も、このころに表われてきますが、だいたい五日目ぐらゐが極期で、熱をはじめとして各症状は軽快し始め、漸次回復に向います。このころになつても、軽快してこない患者は、危険です。

なお、発熱や頭痛を示すのみで、ごく軽く経過する場合もあります。また、致命率は、二〇～三〇割であり、後遺症を残す率は一〇～三〇割と高く、完治する人は約半数といわれています。

予防 コガタアカイエカが媒介することばかりでなく、その撲滅は個人でできる問題ではなく、地域ぐるみの対策が必要です。また、感染しても発病する症状は、個人の抵抗力に左右されますので七、八、九月の流行時には、日中長く炎天下に曝されることが、寝不足や過労を避け、栄養を十分とり、常に蚊に刺されないようにするとともに、六月ごろまでには、日本脳炎予防注射を必ず受けることが大切です。

昭和48年度消費者動向予測調査の結果から
—その2—

第2表 消費者の意識

(単位%)

調査期	暮らしむき 1年前とくらべて			今後1年間の国の景気			今後1年間の 家計収入の増加率			今後1年間の消費 者物価の上昇率			今後 1年間の暮らしむき			耐久消費財		
	良 な っ た	変 わ ら な い	悪 く な っ た	良 く な る	変 わ ら な い	悪 く な る	大 き く な る	変 わ ら な い	小 さ く な る	高 く な る	変 わ ら な い	低 く な る	良 く な る	変 わ ら な い	悪 く な る	買 い 時 だ る	い っ つ で も 同 じ	買 い 時 で な い
春期48年5月	11.1	50.0	38.9	27.8	5.6	66.7	30.6	13.9	55.6	86.2	6.9	6.9	4.2	48.6	47.2	16.7	37.5	45.8
夏期"8月	8.3	54.2	37.5	18.1	15.3	66.7	13.9	61.1	25.0	80.6	12.5	6.9	2.8	48.6	48.6	25.0	43.1	31.9
秋期"11月	12.5	26.4	61.1	1.4	4.2	74.4	16.7	47.2	36.1	84.7	4.2	11.1	4.2	26.4	69.4	16.7	25.0	58.3
冬期49年2月	6.9	29.2	63.9	1.4	11.1	87.5	25.0	38.9	36.1	77.8	12.5	9.7	2.8	33.3	63.9	8.3	26.4	65.3

答用品の購入に多くを支出して
三、消費者の意識

「消費者の意識」(第二表)を
なっておわりのように、今後一
間の「国の景気」は良くなると予
想した人が春期二七・八割、夏期一八
・一割として秋期と冬期はともに一
・四割と減少しています。

また、これとは逆に悪くなると予
想する人が春期、夏期の両期とも六
六・七割で秋期は九四・四割と年間
を通じて最高の率となっています。

これは昨年の秋ごろからの不足、
物価上昇と相次ぐ中で、この調査が
行なわれたためか、不景気を予想す
る人が多かったものと思われま
す。

しかし冬期は、八七・五割と秋期
より減ったのが注目されます。

つきは、「今後一年間の暮らしむ
き」についてみてみましょう。

まず、これまでと変わらないとす
る人が春期、夏期ともに四八・六割
と秋期二六・四割、冬期三三・三割と
なっています。

一方、悪くなると予想する人が、
春期四七・二割、夏期四八・六割と
約半数の人達でしたが、秋期には六
九・四割、冬期六三・九割と約七割
近くに増加しています。

これは、物価高などで家計に与え
る先行き不安感がはつきり表われた
ということになるでしょう。

第3表 富山市の品目別価格(49年6月)

品目	銘柄	単位	価格	5月から みたと 上昇率 (%)	品目	銘柄	単位	価格	5月から みたと 上昇率 (%)
食パン	普通品	1kg	258	0	みそ	並、袋入(1kg入)	1袋	238	△1.2
即席ラーメン	即席中華めん袋入り	100g	49	△2.0	砂糖	上白	1kg	210	0
あじ	まあじ丸(長さ約15cm以上)	100g	81	△10.0	レモン	1個約110g、「サンキスト」	1kg	373	1.6
さば	丸(長さ約25cm~35cm)	100g	23	0	バナナ		1kg	176	△5.9
いか	するめいか	100g	59	△22.4	ちり紙	白ちり3号、クレープ付	800枚	222	0
牛肉	中	100g	240	△3.2	せんたく用洗剤	合成洗剤、粒状箱入(2.65kg入)	1箱	588	0
豚肉	中	100g	130	0	ベニヤ板	ラワン材、普通合板、JAS2類1等(182cm×91cm×2.7%)	1枚	390	0
ハム	プレスハム、上	100g	160	0	ワイシャツ(混紡)	カッター、ポリエステル混紡ブロード80番手、白、普通品	1枚	2,100	0
牛乳	加工乳(200cc入)月極め	1本	39	0	せんたく代	綿、ワイシャツ(カッター)配達、料金後払い	1枚	95	0
鶏卵	1個約60g	1kg	272	△15.5	灯油	白灯油、詰替売り、配達	18ℓ	650	51.9
キャベツ		1kg	63	5.0	プロバンス	家庭用、10kg、容器代除く	1本	1,300	0
ほうれん草		1kg	115	△26.8	自動車	レギュラーガソリン、現金売り	1ℓ	100	0
大根		1kg	83	20.3	理髪料	大人調髪(洗髪を含む)	1回	1,150	0
大豆	黄白豆	100g	24	0	パーマメント代	コールド(セットを含む)	1回	2,575	0
しょう油	濃口、上びん詰(2ℓ入)「キッコマン印」	1本	435	0	パンティストッキング	ナイロン100%、プレーン、サイズM、15~20デニール	1足	200	0

注・生鮮食料品は上・中・下旬の平均価格、その他の品目は中旬の価格です。△印は、マイナスを示しています。

第1表 主要耐久消費財の普及状況

(単位%)

品目	48年5月	48年8月	48年11月	49年2月
(1)食生活関係	90.3	97.2	97.2	98.6
電気・ガス冷蔵庫	34.7	44.4	44.4	45.8
ミキサー・ジューサー	51.4	52.8	63.9	66.7
ガス湯わかし器	80.6	83.3	83.3	84.7
ステンレス流し台	11.1	12.5	12.5	15.3
電子レンジ	52.8	58.3	65.3	70.8
電子レンジ	9.7	11.1	13.9	18.1
オーブン	48.6	51.4	51.4	55.6
食堂セット	80.6	81.9	91.7	80.6
ミシ	44.4	45.8	47.2	45.8
糸編機	22.2	26.4	30.6	26.4
応接セット	34.7	40.3	43.1	43.1
サイドボード	63.9	70.8	65.3	70.8
消火器	76.4	79.2	77.8	83.3
加湿器	95.8	98.6	100.0	100.0
電気せんたく機	56.9	59.7	59.7	59.7
電気そうじ機	84.7	91.7	93.1	93.1
扇風機	97.2	100.0	98.6	97.2
電気やぐらこたて	97.2	97.2	98.6	98.6
石油ストーブ	93.1	93.1	93.1	97.2
その他のストーブ	23.6	19.4	18.1	18.1
エアコンディショナー	5.6	8.3	11.1	11.1
パネルヒーター	4.2	2.8	4.2	4.2
ペペ	36.1	36.1	40.3	41.7
ヘルスメーター	23.6	26.4	27.8	26.4
(4)レジャー関係	61.1	56.9	58.3	55.6
白黒テレビ	86.1	86.1	90.3	90.3
カラーテレビ	80.6	81.9	83.3	83.3
ステレオ	29.2	38.9	41.7	47.2
テープレコーダー	43.1	50.0	52.8	59.7
カメラ	65.3	65.3	63.9	66.7
撮影機、映写機セット	5.6	5.6	5.6	5.6
ビデオ	6.9	6.9	8.3	9.7
オルガン	23.6	25.0	25.0	27.8
ギター等弦楽器	19.4	18.1	18.1	20.8
ゴルフセット	5.6	5.6	6.9	5.6
スキー用具セット	19.4	19.4	25.0	26.4
乗用車	31.9	33.3	33.3	33.3
オートバイ	11.1	12.5	15.3	12.5
スクーター	19.4	16.7	18.1	15.3
自転車	79.2	91.7	81.9	90.3

六月号で「消費者動向予測調査」の全国集計の中
らとくに関心の深い項目のいくつかを皆さんに紹介
しました。そこで今回はその続きとして富山県にスポ
ットを当ててみました。ただし、この調査は富山市、滑
川市、新湊市、砺波市および小杉町の専業・兼業農家
勤労者、個人営業その他の合計の七二世帯という小範
囲の標本調査のため、必ずしも富山県全体の実態を表
わしているとはいいたいがたいのですが、おおよその傾
向を把握していただくために利用していただければ幸い
です。

一、主要耐久消費財の普及状況

昭和四十九年二月末現在の耐久消
費財普及状況をみると電気せんたく
機が一〇〇割と伸び、電気・ガス冷
蔵庫、電気やぐらこたて、扇風機、
石油ストーブ、電気そうじ機などの
生活必需品の普及は九〇割以上に達
し、昭和四十八年春期(五月調査)
に比べ七割から八割の普及増になっ
ています。また、電子ジャー、ガス
湯わかし器についても春期に比べ、
それぞれ一五割を越える伸びを示し

ボーナスの使途

48年 夏期実績	貯金	買物	その他		
			旅行・レジャー	住宅改善	割賦・借入金返済
50.6	24.9	4.7	4.2	11.4	
冬期実績	27.2	5.6	9.4	6.2	

1.7

第一表は、主な耐久消費財の普及
状況をまとめてみたものです。
二、ボーナスの使いみち

ボーナスの支給された世帯は、夏
期七五割、冬期八一・九割で一世帯
あたり平均受給額は、夏期二十五万
千円、冬期三十万六千円となってお
り、使途別では、両期ともに貯蓄が
最も多く夏期五〇・六割、冬期四九
・九割とボーナスの約半分を貯蓄し
ているということになります。

つづいて「買い物をした」と答
えた人が夏期では二四・九割、冬期二
七・二割となっています。

なお、夏のボーナスは、四・七割
を旅行やレジャーに向けているのに
対して、冬のボーナスでは旅行やレ
ジャーへの使途は一・七割に減じ、
そのかわり衣料品、耐久消費財及び贈

トピックス

●県政のうごき——6月1日～6月30日

3日●ソ連青年来県

ソ連から若者21人が県を訪問。世界海外青年交流協議会が受け入れ、全国各地で交流を深めているもので3日間にわたり、県内の青年と交流した。

11日●雄山丸竣工

県立水産関係校の新鋭漁業実習船「雄山丸」456トが完成、富山新港で中田知事ら関係者が出席して完工を祝った。

雄山丸はこのあと18日まで一般に公開され、20日にハワイ諸島、オーストラリア近海にむけ3カ月の処女航海に出発した。

13日●有権者75万人に

富山県選挙管理委員会は、有権者75万1,698人(男35万4,268人、女39万7,430人)と発表した。



初航海「雄山丸」

14日●白バラ娘

県の選挙管理委員会から委嘱された白バラ娘12名は、明るく正しい選挙の願いをこめ県庁前でメッセージをつけた風船を飛ばした。

このあと30日と7月6日、投票日の7日に県内をまわり、棄権防止を呼びかけた。

14日●社会福祉総合センター調印

身体障害者のための総合施設として、県が建設計画を進めている社会福祉総合センターは、富山市針原地内に建設することに決定。

中田知事と地元代表とが用地買収の覚書に調印した。

14日●吉田、杉原、佐竹の三氏立候補

第10回参議院通常選挙が公示され、富山地方区は、自由民主党の吉田実、日本社会党の杉原一雄、日本共産党の佐竹周一の3氏が立候補届をした。



ソ連青年県庁訪問

18日●ふろ代85円に

県は富山県環境衛生適正化審議会の答申どおり、公衆浴場の大人入浴料金を20円引き上げて85円に決め、20日から実施された。

19日●河川公園完成

神通川の支川いたち川筋の河川敷を利用して、都市河川小公園が完成、老人に開放して、草花づくりに利用してもらうことになった。

19日●中小企業に15億円融資

金融引き締めなどで資金繰りが苦しくなっている中小企業に対し、県は総額15億円を緊急融資することを決めた。



正しく明るい選挙を願い風船を飛ばす白バラ娘

20日●滑川、氷見に種苗センター

富山県は、昭和49年度の目玉事業として、栽培漁業の県営種苗センターを、滑川と氷見に建設することに決定した。滑川にはクルマエビなどの甲殻部門、氷見にはヒラメなどのヒレ部門に分けて建設する。

26日●利賀川総合開発事業完成

庄川水系、利賀川の総合開発事業は、12年の歳月と72億5,000万円の事業費を投じて完成、利賀村水無地内のダムサイトで完工式が行なわれた。

これまでの河川総合開発は県が行なってきたが、この利賀川事業は心臓部の多目的ダムと補償関係を県が担当し、2つの発電所は関西電力が建設、県と民間の協力による初めての河川総合開発事業である。



社会福祉総合センター調印



第3日曜は **家庭の日**

富・総曲輪小学校 4年 坂井和重

●今月のテーマ

〈祖先の労苦をしのび郷土の歴史に目をむけよう〉

テレビ「みんなの県政」あんない

●北日本放送

毎週日曜日、午前9時から30分間
小学生や同好会のコーラスを紹介しながら
県の施策をわかりやすく解説します。
一般のコーラスグループのご参加をお待ち
しています。申込みは県民課へ。

●富山テレビ

毎週月曜日から土曜日までの毎日、午後5
時45分から5分間
物価情報、お知らせ、県政一口メモ、歳時
記などの情報番組です。

このほか新聞「みんなの県政」を毎月最終
土曜日北日本、富山、読売、北陸中日の各新
聞に載せています。

ご意見ご希望を県民課広報係へどしどしお
寄せください。

☎ (0764) 31-4111 (内線 369)

県民のみなさんと県政をむすぶために、県民相談室が
あります。気軽にご利用下さい。

富山県県民課 〒930 富山市新総曲輪1-7 ☎(0764)31-4111
高岡地方県民相談室 〒933 高岡市赤祖父211 ☎(0766)21-9411
魚津地方県民相談室 〒937 魚津市新宿10-7 ☎(0765)24-5311
砺波地方県民相談室 〒939-13 砺波市幸町1-7 ☎(07633)2-5151



県民電話は、みなさんの相談をうけつける電話です。
24時間働いています。